

米子市少年育成センター条例

平成 17 年 3 月 31 日条例第 75 号

改正

平成 20 年 3 月 26 日条例第 17 号

米子市少年育成センター条例

(設置)

第1条 本市に、米子市少年育成センター(以下「センター」という。)を設置する。

(目的)

第2条 センターは、少年問題に関する機関及び団体等との連携を図り、少年の非行を防止して、健全な育成指導を総合的に行うことを目的とする。

一部改正(平成 20 年条例 17 号)

(業務)

第3条 センターにおいては、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 街頭補導
- (2) 継続補導
- (3) 少年相談
- (4) 関係機関及び団体との連絡調整
- (5) 前各号に掲げるもののほか、少年の健全な育成のために必要な事項

(職員)

第4条 センターの業務を行うため、所長その他の職員を置く。

(運営協議会)

第5条 センターの業務に関する基本計画を協議するため、米子市少年育成センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

- 2 運営協議会は、委員 15 人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 関係団体を代表する者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

一部改正(平成 20 年条例 17 号)

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に任命され、又は委嘱される運営協議会の委員の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、当該任命又は委嘱の日から平成 18 年 5 月 31 日までとする。

附 則(平成 20 年 3 月 26 日条例第 17 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。